台風 10 号による災害復旧にかかる融資制度の取扱いについて

この度の台風 10 号により被害に遭われました皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は被害に遭われました皆様の災害復旧を支援するため災害復旧にかかる融資制度の取扱いを開始致します。概要については下記のとおりとなりますので、ご案内申し上げます。

記 ○取扱い期間 平成 28 年 9 月 1 日 (木) から平成 28 年 10 月 31 日まで

商品名	「台風 10 号による被災者ローン」	「災害復旧ローン」
	(事業者向け)	(個人向け)
対象者	・台風 10 号により被害を受けた当金庫	個人で次の全ての条件を満たす方
	営業区域内の企業及び個人事業者	・申込時年齢が満 20 歳以上の方
	・同一場所で同一業種を3年以上営業し	・台風 10 号により被害を受けた当金庫
	ている方	営業区域内の方
	・当金庫の審査基準を満たす方	・安定継続した収入のある方
		・(一社) しんきん保証基金の保証を得
		られる方
資金使途	台風 10 号による災害復旧にかかる設備	災害からの生活再建にかかる次の資金
	資金または運転資金	・住宅の補修、修繕費用
		・自動車の修理、買換費用
		・家具、家電の修理、買換費用
融資限度額	50 万円以上 2,000 万円以内	500 万円以内
融資期間	10 年以内	3ヶ月以上 10 年以内
融資利率	変動金利	固定金利 1.500%
	・3 年以内 … 1.975%	
	・3年超、7年以内 … 2.175%	
	・7 年超、10 年以内 … 2.375%	
返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利金	毎月元利金均等返済とし、ボーナス返済
	均等返済	の併用可能
	(6ヵ月以内の元金据置可能)	(6ヵ月以内の元金据置可能)

保証人	必要となる場合があります	原則不要
担保	必要となる場合があります	不要
徴求書類	・被害状況が確認できるもの	・被害状況が確認できるもの
	(罹災証明書または写真)	(罹災証明書または写真)
	・直近の税務申告書または決算書	・本人確認書類(運転免許証等)
	• 納税証明書	・資金使途確認書類
	・その他審査に必要となる書類	・年収確認書類
		(申込金額 100 万円以下の場合、不要)

[※]詳しくは最寄りの当金庫本支店の窓口・渉外担当、または青い森しんきんローンプラザにご相談ください。